



離婚や別居でお子さんと離れて暮らすお父さん、お母さんへ

親子交流支援事業 をスタートしました!



親子交流とは、両親の離婚や別居により親と離れて暮らしているこどもが、定期的または継続的に親と会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、父母どちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心が生まれ、こどもの健やかな成長につながります。

福井市では、様々な事情で、自分たちだけでは親子交流ができない場合に、支援員が中立的な立場から、父母の間に立って「受渡し」や「付添い」などの支援を行います。

本事業は、「親子交流支援センター福井」に委託して実施します。



支援の対象となる方

以下のすべての要件を満たす方に限ります。

- ✓ 18歳到達後の3月末までのこどもとの親子交流を希望する別居親(こどもと離れて暮らしている親) またはこどもと別居親との親子交流を希望する同居親(こどもと一緒に暮らしている親)
- ✓ 同居親が福井市に住所を有していること
- ✓ 同居親と別居親の間で親子交流に関する取決めがあり、かつ、本事業の支援を受けることについて合意があること

支援期間

- ✓ 支援期間は、第1回目の親子交流支援を行った日から1年間です。

- ※ 本事業では1年以内に父母が自ら親子交流できるようにすることを目標としています。
- ※ 父母及び委託事業者「親子交流支援センター福井」が合意したときに限り、1年を超えて支援を継続することができます。

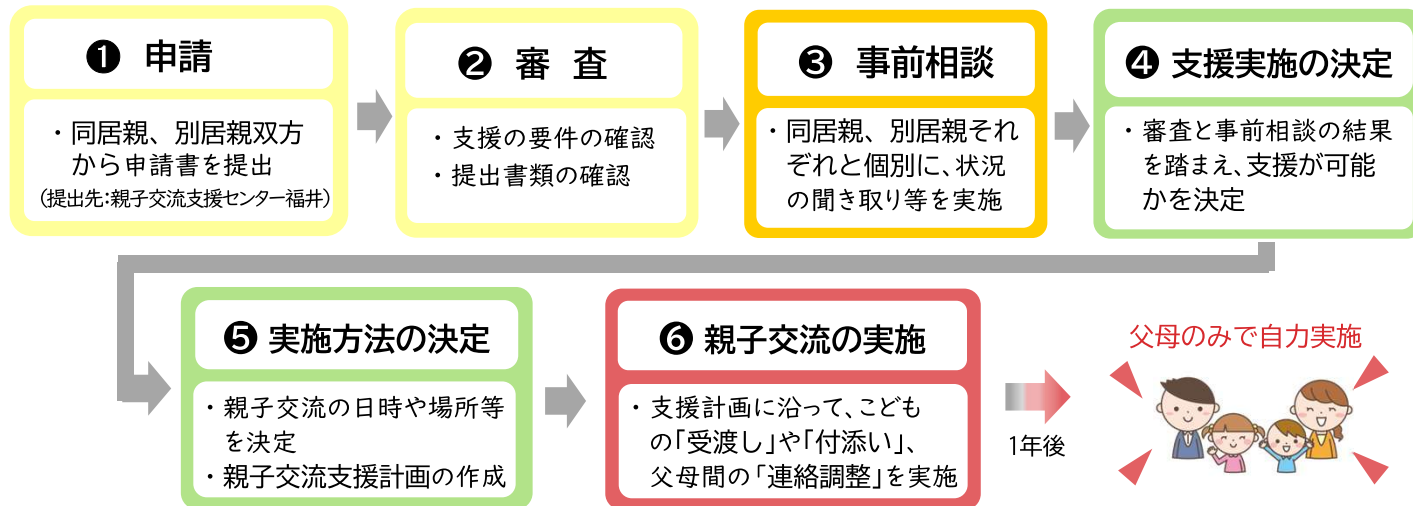


費用

- ✓ 親子交流の支援を受ける費用は、無料です。

- ※ 親子交流に要する支援員の交通費や交流場所の施設使用料等の実費はご自身で負担いただきます。
- ※ 支援期間(1年間)を超える場合は、委託事業者「親子交流支援センター福井」の費用基準により、費用をお支払いいただくことになります。

支援の流れ



提出書類 (提出先：親子交流支援センター福井)

同居親 (こどもと一緒に暮らしている親)



- ✓ 親子交流支援事業申請書 (様式第1号) ※様式は「親子交流支援センター福井」にあります。
- ✓ 同居親と別居親の間で親子交流に関する取決めがあることが分かる書類
 - ▶ 調停調書、審判書、公正証書等の写し等
- ✓ 同居親が福井市に住所を有し、かつ親子交流の対象となるこどもと同居していること、そのこどもが18歳到達後の3月末までの年齢であることが分かる書類
 - ※次のいずれかの書類
 - ▶ 世帯全員の住民票の写し
 - ▶ 同居親については、運転免許証、マイナンバーカードや資格確認書等の住所を証明するもの
+
親子交流の対象となるこどもについては、マイナンバーカード、資格確認書、子ども医療費受給者証やひとり親家庭等医療費等受給者証等の住所と年齢を証明するもの

別居親 (こどもと離れて暮らしている親)



- ✓ 親子交流支援事業申請書 (様式第1号) ※様式は「親子交流支援センター福井」にあります。
- ✓ 同居親と別居親の間で親子交流に関する取決めがあることが分かる書類
 - ▶ 調停調書、審判書、公正証書等の写し等
- ✓ 別居親が親子交流の対象となるこどもと同居していないことが分かる書類
 - ※次のいずれかの書類
 - ▶ 世帯全員の住民票の写し
 - ▶ 運転免許証、マイナンバーカードや資格確認書等の住所を証明するもの

このほか、必要に応じて、住民票や戸籍謄本等を提出していただく場合があります。

親子交流支援のルールと注意事項



- ◆ こどもの心身の安全に最大限の配慮をすること。
- ◆ こどもの監護状況を尊重し、これを一方的に変更しないこと。
- ◆ 本事業の実施について、支援計画を遵守するとともに、「親子交流支援センター福井」の指示に従うこと。
- ◆ 親子交流時に、父母の紛争を持ち込まないこと。
- ◆ 親子交流に関する要望及び意見は、支援員を通じて行うこと。
- ◆ 第1回目の親子交流支援を行った日を始期として1年以内に父母が自力で親子交流ができるよう努力すること。
- ◆ 親子交流時の写真撮影、ビデオ撮影、録音等を行う場合には、事前に承諾を得ること。
- ◆ 相手親が秘匿にしていることをこどもに聞かないこと。
- ◆ 親子交流時に、人や物に対する暴力行為、こどもに対する虐待行為、こどもの連れ去り又は連れ去りを企図しないこと。

申請・お問い合わせ

「福井市 親子交流支援事業」委託事業者

親子交流支援センター福井

TEL : 090-2125-0850

受付時間
月～金 10:00～16:00

委託事業者
ホームページ



詳しくは
←こちらから



よろしくね!